

市川市建設工事等入札参加業者資格審査基準

(目的)

第1条 この基準は、建設工事、設計測量及び業務委託（以下「建設工事等」という。）の競争入札に参加することができる者（以下「適格者」という。）の資格審査の基準を定めることを目的とする。

(入札参加資格審査申請)

第2条 建設工事等の競争入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）その他審査に必要と認める書類を指定期日までに、管財部契約課へ提出するものとする。

2 前項の指定期日後においても、市長が特に必要があると認めた場合においては、申請書を受理することができるものとする。

(資格審査)

第3条 入札参加希望者の資格審査は、適格審査と等級格付のための施行能力審査（以下「能力審査」という。）により行うものとする。

(適格審査)

第4条 適格審査は、入札参加希望者について、申請書及びその添付書類等に基づき行うものとする。

(不適格者)

第5条 特別の理由がある場合を除くほか、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項の規定に該当する者は不適格とする。

2 入札参加希望者が、次の各号のいずれかに該当するときは、不適格とすることができる。

- (1) 施行令第167条の4第2項の規定に該当するとき。
- (2) 経営状況が著しく不健全であると認められるとき。
- (3) 業務の遂行に関し、法令により許認可又は登録を要する職種の場合において、当該許認可又は登録を受けていないとき。
- (4) 申請書類について、故意に虚偽の事項を記載したとき。

(能力審査)

第6条 能力審査は、建設工事に関する入札参加希望者にあつては、客観的事項審査及び主観的事項審査におけるそれぞれの点数の合計（以下「総合点数」という。）により行うものとする。

(客観的事項審査)

第7条 客観的事項審査は、建設工事にあつては、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の27に規定する経営事項審査結果通知書の総合評点(P)の数値により行うものとする。

2 経常建設共同企業体の客観点数は、前項により算出した各構成員の客観点数を合計し、構成員数で除したものとする。

(主観的事項審査)

第8条 主観的事項審査は、工事成績（申請のあった年度の4月1日を審査基準日として、同基準日前2年に本市が完成検査を行った工事の評点（以下「工事評点」という。））に基づき算出した点数（以下「主観点数」という。）により行うものとする。

2 前項の主観点数は、次の各号に定めるところにより算出するものとする。

(1) 検査日の属する年度毎の工事評点の平均点（以下「工事成績平均点数」という。）を算出する。なお、工事成績平均点数の少数点以下は、切り捨てるものとする。

(2) 別表第1に定めるところにより、工事成績平均点数に対応する付与数値を求める。

(3) 各年度の付与数値の和を2で除した数値を当該工種の主観点数とする。ただし、基準日前2年において、工事評点が1年度しかない場合は、その年度の工事成績平均点数に対応する付与数値を主観点数とする。

(4) 基準日前2年において、工事实績がないものについては、別表第1に定める付与数値の最低数値を主観点数として付与するものとする。

3 経常建設共同企業体の主観点数は、前項により算定した各構成員の主観点数を合計し、構成員数で除したものとする。

4 特定建設工事共同企業体で施工した工事の工事成績については、当該工事を各構成員の単独施工とみなし、各構成員にそれぞれ工事評点を付与するものとする。

(事業協同組合の特例)

第9条 事業協同組合のうち、中小企業庁から官公需適格組合の証明を受けている者（以下「適格組合」という。）が組合員のうち任意に選択した10以内の組合員（以下「選択組合員」という。）に係る申請書類を提出した場合にあっては、当該適格組合の能力審査は、工事種別年間平均完成工事高、自己資本額、職員数及び技術職員数については、当該適格組合に係る数値及び選択組合員に係る数値の合計値により、その他の項目については、当該適格組合に係る数値及び選択組合員に係る数値の平均値によるものとする。

(等級格付)

第10条 等級格付は、建設工事に係る適格者について行うものとし、客観点数と主観点数の合計である総合点数（以下「総合点数」という。）に基づき、工事の種類ごとに別表第2により行い、等級格付の有効期間は、第11条第2項に規定する適格者名簿の有効期間（以下「有効期間」という。）によるものとする。

(適格者名簿)

第11条 適格者については、入札参加業者適格者名簿（以下「適格者名簿」という。）に登載するものとする。

2 適格者名簿の有効期間は、次期の適格者名簿が作成されるまでの期間とする。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成7年7月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の基準の規定は、平成7年7月1日以後に発注する工事について適用し、同日前に発注する工事については、なお従前の例による。

(市川市工事請負等入札参加業者資格審査基準の廃止)

3 市川市工事請負等入札参加業者資格審査基準（昭和48年2月1日施行）は、廃止する。

附 則

この基準は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年5月26日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成19年6月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の基準の規定は、平成19年6月1日以後に発注する建設工事等について適用し、同日前に発注する建設工事等については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年8月7日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1

主 観 的 審 査 事 項

工事成績平均点数による付与数値

工 事 成 績 平 均 点 数	付 与 数 値	工 事 成 績 平 均 点 数	付 与 数 値
100～82点	170	67点	95
81	165	66	90
80	160	65	85
79	155	64	80
78	150	63	75
77	145	62	70
76	140	61	65
75	135	60	60
74	130	59	55
73	125	58	50
72	120	57	45
71	115	56	40
70	110	55	35
69	105	54	30
68	100	53～5	25

別表第2

等 級 格 付 表

等 級	工 事 の 種 類				
	土 木 一 式	建 築 一 式 舗 装	と び ・ 土 工 造 園	電 気 管	そ の 他
A	750点以上	700点以上	650点以上	750点以上	650点以上
B	750点未満 650点以上	700点未満	650点未満	750点未満	650点未満
C	650点未満	*****	*****	*****	*****